あなたの「あんしん」をささえます

安心サポートセンター・神戸市成年後見支援センター
ご利用案内

権利擁護相談

日常生活自立支援事業

成年後見制度の相談

社会福祉法人　神戸市社会福祉協議会

こんなことでお困りではありませんか？

- 最近だんだん体が弱くなってきた。自分の将来について考えると不安になる。
- 困っていることがあるが、どこに相談したらいいのかわからない。
- 判断力が衰えないうちに、遺言や相続のことを考えておきたい。
- 自分が高齢になったときや死亡したときに、障がいのある子どもの世話を、だれがしてくれるのか心配。

権利擁護相談（けんりようごそうだん）

2ページへ

- 福祉サービスの利用手続きがよくわからない。
- 銀行でお金をおろしたり、振り込んだりすることができない。
- 生活費を計画的に使うことができなくなってきた。
- 通帳や印鑑をどこにしまったのか忘れてしまう。
- 家賃や公共料金の支払いを忘れてしまう。
- 定期預金通帳や重要書類を家に置いておくのが不安。

日常生活自立支援事業（にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう）

3ページへ

- 成年後見制度の内容や成年後見人の仕事などについて、詳しく知りたい。
- ひとりぐらしの知人が、訪問販売や悪質商法の被害にあっている。
- 認知症の母と同居している兄が、母のお金を勝手に使っているようだ。
- 相続の手続きや自宅の売却など、難しい財産管理を任せられる人がいない。

成年後見制度の相談（せいねんこうけんせいどのそうだん）

7ページへ

権利擁護相談（けんりようごそうだん）

高齢の方や知的障がい、精神障がいのある方などの権利侵害や財産管理に関する不安・困りごとなどについてのご相談に応じます。

ご本人やご家族だけでなく、支援している事業者や関係機関からのご相談にも応じます。

たとえば、こんなこと・・・

- 病気や障がいがあって、毎日がしんどくて不安。
- この頃だんだん体が弱ってきたし、判断能力にも不安がある。これからの自分の将来について、いろいろと心配。
- 生活費の管理がうまくできなくて不安。
- 福祉サービスを利用したいけど、手続きが難しそうで1人ではできそうにない。
- 子どもがいないため、自分が亡くなった後の備えをしておきたい。
- 自分が病気になったときや亡くなったときでも、障がいのある子どもが安心して生活できるように今から考えておきたい。

相談員（そうだんいん）による相談（そうだん）

電話や面接により、社会福祉士や精神保健福祉士などがご相談に応じます。

月～金曜日　9:00～12:00　13:00～17:00

※祝日・年末年始は休み。
※面接相談は予約制です。まずはお電話を。

☎ 078-271-3740

弁護士（べんごし）による権利擁護法律相談（けんりようごほうりつそうだん）

判断能力が十分でない方に関する法律的な問題について、弁護士が直接ご相談に応じます。

第1・3火曜日　13:30～16:30

※相談は予約制です。来所相談のみです。

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

日常生活に支障を感じておられる高齢の方や知的障がい、精神障がいのある方の福祉サービスの利用手続きのお手伝いや日常の金銭管理、重要書類のお預かりなどを行います。

なお、この事業をご利用いただくために、神戸市社会福祉協議会との間で契約を結んでいただきます。

次の条件を満たす方にご利用いただけます

- 福祉サービスの利用や金銭管理などについて1人で判断することが難しい高齢の方や障がいのある方
- 契約内容について理解する能力のある方
- 神戸市内にお住まいの方

※施設（グループホームを除く）に入所されている方や病院に入院されている方は、原則としてご利用いただけません。ただし、お金を無心されてお困りの場合や近いうちに退所・退院して在宅で生活されるご予定の場合などは、ご相談ください。

サービス内容

①福祉サービスの利用援助

適切な福祉サービスを受けられるよう、情報提供や利用手続きのお手伝いなどをします。

②日常的金銭管理サービス

- 日常的に使用する通帳・銀行届出印をお預かりします。
- 毎月の生活費を金融機関から出金して、お届けします。（概ね月1回）
- 電気・ガス・水道等の公共料金、家賃、介護サービス利用料などの支払い手続きをお手伝いします。

③貸金庫サービス

下記の重要書類などを銀行の貸金庫でお預かりします。

預貯金通帳（日常的に使用しない定期預金の通帳や証書）、有価証券（債券など）、証書（年金証書・保険証券・契約書・不動産の登記済証など）、実印、キャッシュカードなど

※宝石・貴金属・書画などはお預かりできません。

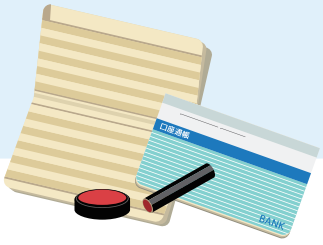

ご利用までの流れ

1 相　談

安心サポートセンター☎271-5358へご相談ください。 受付時間　月ー金曜日9:00ー12:00／13:00-17:00
（祝日・年末年始はお休み）

2 訪問調査

専門員（社会福祉協議会職員）が訪問し、ご本人の状況やご意向を確認します。

3 支援計画作成

ご本人の希望を確認しながら、生活状況に応じた支援計画を作成します。

4 契約締結

ご本人と社会福祉協議会とで契約を結びます。

5 サービス開始

支援計画に基づいて、専門員や生活支援員（社会福祉協議会職員）が援助します。

サービス内容の例

概ね月1回生活費のお届けをします。
家賃や公共料金、サービス利用料などの支払い手続きのお手伝いをします。

利用料

※生活保護を受給している方は無料です

福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス

援助時間30分につき500円と訪問にかかる交通費
（原則として安心サポートセンターと訪問先の移動にかかる費用）
通帳保管料　　1か月につき200円

貸金庫サービス

●預金残高1，000万円未満の場合
保管料：1か月につき500円
保管物出し入れのための訪問：1回につき1，000円（交通費不要）

●預金残高1，000万円以上の場合
保管料：1か月につき1，000円
保管物出し入れのための訪問：1回につき2，000円（交通費不要）

主な支援方法（一例）

1 出金・支払い

利用者に代わって金融機関を訪問し、出金・支払いをする

- キャッシュカードは使用せず、通帳と印鑑にて出金します。
- 必要な支払いを行い、生活費等は事務所へ持ち帰り、金庫で保管します。
- 原則、公共料金等の支払いは口座振替の手続きをします。

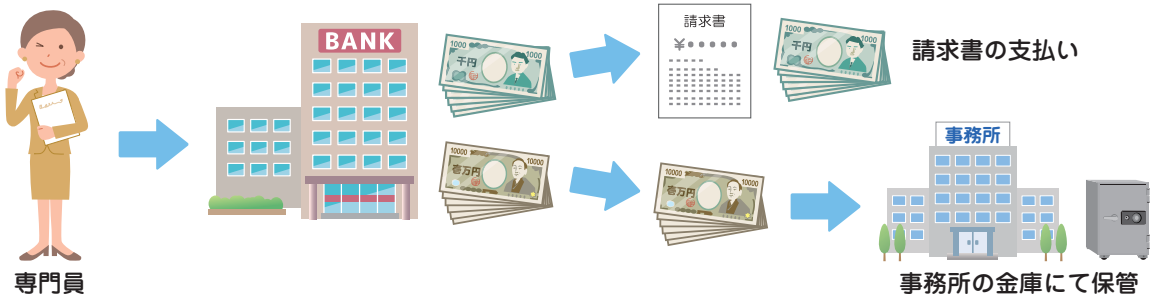

2 生活費等のお渡し

●月１～２回自宅を訪問し、１ヶ月分の生活費を利用者にお届けする

- 出金した生活費を、専門員もしくは生活支援員が利用者宅にお持ちします。
- 利用者の生活の様子を確認します。
- 生活費を渡します。（受け渡し時は、支援者の同席を基本としています）
- 専門員は請求書などの書類の整理を利用者と一緒に行う場合もあります。

●利用者が別の口座のキャッシュカードを持ち、その口座に送金する

利用者自身でＡＴＭ操作ができる場合や、手元に通帳があると安心できる利用者に提案する支援方法です。

- 収入の入る「Ａ口座」と、Ａと同じ銀行の「Ｂ口座」を用意します。
  （同銀行間の送金の方が、手数料が安価なため）
- 「Ａ口座」の通帳と印鑑を安心サポートセンターで預かります。
- 毎月決まった日付・曜日等で、生活費を少額ずつ「Ｂ口座」へ送金します。
  （銀行により、日付・曜日指定可能など条件は異なります）
- 本人は「Ｂ口座」のキャッシュカードを使って出金し、生活を送ります。

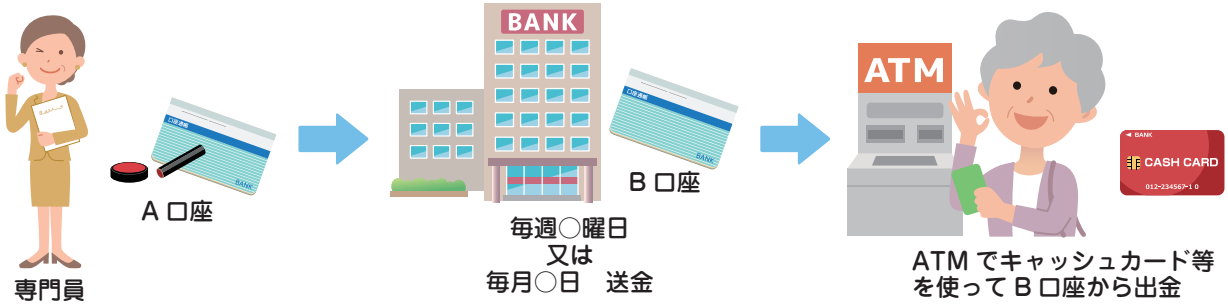

安心サポートセンターのここが知りたい！

Q 自分の悩みごとがどの事業に当てはまるのかよくわかりません。どうしたらいいですか？

A まずは、☎271－5358にお電話ください。ご相談内容に応じて、各事業の担当者がお話をお聞きします。

Q ケアマネジャーをしています。本人が日常生活自立支援事業の利用に乗り気ではありませんが、利用できますか？

A 本事業は判断能力が不十分な方が対象のため、サービス利用が必要な状況であることを認識されていない方もいらっしゃいます。しかし、契約に基づいて援助することになりますので、**ご本人の同意がなければサービスの提供ができません。**ご本人とよくご相談いただき、同意が得られてから、相談窓口へご連絡ください。

Q 判断能力はしっかりしていますが、障がいによる歩行困難のため、金融機関からの預金の引き出しができません。日常生活自立支援事業を利用できますか？

A 本事業は判断能力が不十分な方が対象のため、原則として**身体障がいのみの理由で本事業を利用していただくことはできません。**ガイドヘルプなど他のサービスの利用をご検討ください。

Q 子どもの浪費で悩んでいます。借金もあるようです。金銭管理のお手伝いをしてもらうことはできますか？

A 認知症や障がい等がなく、**浪費を繰り返すというだけでは、本事業の対象にはなりません。**仮にお子さんに認知症や障がい等があり、判断能力の低下によって浪費してしまうような場合で、本事業を利用して、「浪費をやめたい」「生活を立て直したい」というご本人の意思があれば、ご利用いただけます。
借金が多額の場合は、債務整理等が必要になりますので、権利擁護相談をご利用いただきましたら、適切な相談先をご紹介することも可能です。

Q 病院の相談員をしています。身寄りのない入院患者がいるのですが、日常生活自立支援事業の利用はできますか？

A 本事業はご自宅で生活されている方が対象ですので、**入院中や施設入所中の方は原則利用できません。**退院のめどが立てば、退院後の在宅生活の支援方法についてご相談ください。

成年後見制度の相談

神戸市成年後見支援センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、ご自身で契約や財産管理などをするのが困難になった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように「**成年後見制度**」の活用をお手伝いします。

成年後見制度とは?

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方を保護し、支援する人(成年後見人等)を選ぶことにより本人の権利を守る制度です。

神戸市成年後見支援センターがお手伝いできること

相談(無料)　※祝日・年末年始はお休みになります

相談員による相談

電話や窓口で、成年後見制度を利用するための手続きや、申し立てに関するご相談に応じます。

◉月～金曜日　9:00～17:00

専門職による相談(事前に予約が必要です)

弁護士・司法書士・社会福祉士が相談をお受けします。

◉弁護士・社会福祉士による相談 …… 第1・3火曜日　13:30～16:30

◉司法書士・社会福祉士による相談 …… 第2・4火曜日　13:30～16:30

市民後見人の養成と活動の支援

「市民後見人」とは、専門職、親族以外の市民による後見人のことです。判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう身近な立場でその方の生活を支援します。

①市民後見人養成研修の開催

②市民後見人になられてからの活動の支援

情報の提供

成年後見制度への理解を深めていただけるよう、市民のみなさんや関係機関の方々に広く情報を提供します。

神戸市成年後見支援センター

相談専用電話 078-271-5321　FAX 078-200-5329

せいねんこうけんせいど　　がいよう

成年後見制度の概要について

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でなくなり、契約や財産管理などをすることが難しくなってきた方が、自分らしく安心して暮らせるようにご本人の権利を守り、生活を支援するための制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

- 成年後見制度
  - 法定後見制度
    - 後　見　―　判断能力が欠けている
    - 保　佐　―　判断能力が著しく不十分
    - 補　助　―　判断能力が不十分
  - 任意後見制度
    - 任意後見契約　―　十分な判断能力を有する時に契約

法定後見制度　すでに判断能力が十分でなくなっている場合に、適任と思われる成年後見人等を家庭裁判所が選び、援助する制度です。ご本人の判断能力によって「後見」「保佐」「補助」の３つの類型があります。**法定後見は家庭裁判所に申立てます。**

任意後見制度　元気なうちに、将来、判断能力が十分でなくなったときに備えて、あらかじめ任意後見人を決めておく制度です。**任意後見契約は公正証書で結びます。**

成年後見制度の利用をお考えになる前に

- □ 認知症や知的障がいなどにより**「判断する力」が低下している方が対象**です。障がいが身体的なものだけの場合や、単なる浪費などの場合は、成年後見制度の対象となりません。
- □ 裁判所に申立書を提出してから、成年後見人等が選ばれるまでには、ある程度**時間がかかります**（問題がなければ、概ね２～３か月）。
- □ 申立の際に成年後見人等になってほしい人（候補者）がいる場合でも、**必ず候補者が選ばれるとは限りません**。家庭裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。
- □ **いったん申立をすると**、裁判所の許可を得なければ**取り下げることができません**。
- □ 成年後見制度が開始されると、**本人の判断能力が回復するか、本人が死亡するまで続きます**。申立のきっかけとなった事柄が解決した等の理由や、家庭裁判所が選んだ成年後見人等が気に入らないという理由では、制度の利用を途中でやめることはできません。

成年後見制度の利用にかかる費用

◉申立てにかかる費用（原則、申立人が負担）

■申立費用	**約１万円**（収入印紙、郵便切手）＋診断書料
■鑑定費用	医師による鑑定が必要な場合、別途 **約５～１０万円**が必要
■申立書類作成代行	**約１０～３０万円**（実費含む）（弁護士・司法書士に依頼した場合） ※弁護士・司法書士費用を立替える制度あり

◉法定後見を始めてからかかる費用

■後見人等の定期的な報酬　**約２万円～／月**

（職務内容や資産内容により月額３万円～５万円の場合もある）

報酬額は、職務内容と本人の資産内容に応じて、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定。
成年後見監督人等がいる場合は、別途監督人の報酬が必要（報酬額は裁判所が決定）。

日常生活自立支援事業・成年後見制度　活用検討ガイドライン

判断能力の低下に伴う日常生活の困りごとを解決するために、「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」のいずれの利用が適しているのかを検討する際の指標としてご活用ください。

該当する項目に☑をつけてください

☆だけに✓がある場合は、日常生活自立支援事業で対応できる可能性があります。
□に✓がある場合は、成年後見制度の活用を検討しましょう。
（あくまでも目安です。事例の課題整理・検討にご活用ください）

1．判断能力	
☆ 何らかの認知症、知的障がい、精神障がいを有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している **（補助相当）**	
☆ 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられるが、誰かが注意していれば自立できる **（保佐相当）**	
□ 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、誰かの介護が必要 **（後見相当）**	
2．財産管理	
☆ 日常的な金銭管理に支援が必要	□ 高額な買い物や、消費者被害を繰り返す
☆ 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返す	□ 不動産処分や定期預金の解約手続き等が必要
☆ 年金・手当等の受取手続きが必要	□ 借金の整理、ローンの返済が必要
□ 生命保険などの請求の手続きが必要	□ 遺産相続の手続きが必要
□ 税金の申告が必要	□ 株や投資信託などの解約手続きが必要
□ 住居等の賃貸借契約の手続きが必要	□ 裁判所の手続きが必要
3．身上保護	
☆ 福祉サービスの内容が理解でき、支援すればご本人が契約可能	
□ 福祉サービスの内容が理解できず、ご本人に代わって契約手続きをする必要がある	

＊後見相当で判断能力が全くない方は、日常生活自立支援事業の契約をすることができないため、成年後見制度の利用について検討をすすめます。
＊日常生活自立支援事業の契約については、①契約能力、②ご本人の利用意向、③契約の必要性を確認しながら、導入の検討をすすめます。
＊日常生活自立支援事業における金銭管理は、「日常生活の範囲内」に限られています。また、「取消権」はないため、悪徳商法の被害などの対応には限界があります。

日常生活自立支援事業と成年後見制度の検討フローチャート

「金銭管理がむずかしい…」、「通帳や印鑑を何度も紛失してしまう…」、「本人の覚えのない請求書が何枚も届く…」などのお困りごとがある場合、安心サポートセンターや神戸市成年後見支援センターにご相談ください。

お困りごと（課題）の整理

↓

ガイドライン（P9）の活用
（日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用検討）

☆だけでなく、□にもチェックがある → **神戸市成年後見支援センターに相談**
（☎271-5321）
成年後見制度の検討

☆のみにチェックがある → **安心サポートセンターに相談**
（☎271-5358）
日常生活自立支援事業の検討

成年後見申立ての必要性の検討

申立の必要性なし → 金銭管理は不要 → **ほかの支援制度へ**

金銭管理が必要 → 安心サポートセンターに相談

申立の必要性あり ↓

申立人の検討

本人申立て
ご本人が
□申立を行う判断能力がある
□申立の必要性が理解できる
□申立の意思がある
□申立手続きを進めることができる（代理申立利用・申立支援する場合も含む）

親族申立て
配偶者・４親等内の親族が
□いることが分かっている
□ご本人の状況を把握している
□申立の必要性を理解している
□申立の意思がある
□申立手続きを進めることができる（代理申立利用・申立支援する場合も含む）

市長申立て
本人・親族が申立てできない場合は、**神戸市長**が申立て
□ご本人が生活保護受給者
⇒担当する区の生活支援課へ
□ご本人が生活保護を受給していない
⇒居住区の保健福祉課へ

全て☑の場合は
ご本人申立てへ

全て☑の場合は親族申立てへ
一部☑の場合も親族申立ての
可能性があります

必要に
応じて調整

申立支援
神戸市成年後見支援センターが申立手続きに関しての相談・支援をします。
（必要に応じて、支援者との連携や専門職団体へのつなぎ支援を検討します）
※本人申立て、親族申立てであっても相談の内容によって、市長申立てを検討していただく場合があります

神戸市（区役所）が申立書類作成

↓

後見等開始の審判申立て

社会福祉法人　神戸市社会福祉協議会

安心サポートセンター・神戸市成年後見支援センター

〒651-0086　神戸市中央区磯上通3-1-32
こうべ市民福祉交流センター4階

安心サポートセンター

電　話　078-271-3740
（権利擁護相談専用）
078-271-5358
（日常生活自立支援事業）

FAX　078-271-2250

神戸市成年後見支援センター

電　話　078-271-5321

FAX　078-200-5329

受付時間　月ー金曜日
9:00ー12:00／13:00ー17:00
（祝日・年末年始はお休み）

https://www.with-kobe.or.jp

【交通】
JR「三ノ宮駅」、阪急・阪神「神戸三宮駅」、
地下鉄「三宮駅」から徒歩15分
市バス⑦系統「市民福祉交流センター前」の正面
ポートライナー「貿易センター駅」から徒歩５分

2023年（令和5年）4月発行